

郡山市本庁舎壁面アートスペース揭示要綱

平成27年12月28日制定
令和3年3月25日一部改正
(総務部総務法務課)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本庁舎の壁面を市民が自作の書画、写真等の作品（以下「展示品」という。）を発表する場として開放し、もって市民の文化活動の振興を図るため、郡山市本庁舎壁面アートスペース（以下「アートスペース」という。）への揭示について郡山市庁舎管理規則（昭和40年郡山市規則第3号。以下「規則」という。）第10条ただし書及び第2項に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アートスペース 別表により区分された本庁舎の壁面をいう。
- (2) 休日 郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する休日という。

(開設日及び開設時間)

第3条 アートスペースの開設日は、休日を除く日とし、開設時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(揭示できる者)

第4条 アートスペースに揭示できる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に所在する団体等
- (2) 市内の学校等
- (3) 市内に住所又は事業所を有する者
- (4) その他市長が適当と認めたもの

(許可の制限)

第5条 アートスペースに揭示しようとする者は、あらかじめ規則第10条ただし書に規定する庁舎管理責任者の許可を受けなければならない。

2 アートスペースの展示品が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、揭示を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるもの
- (2) 施設又は付属物を滅失し、又は毀損するおそれがあるもの
- (3) 営利を目的とするもの
- (4) 販売を伴うもの
- (5) 政治性、宗教性を帯びるもの
- (6) その他市長がアートスペースの管理運営上適当でないと認めるもの

(揭示許可申請)

第6条 アートスペースに揭示しようとする者は、郡山市本庁舎壁面アートスペース揭示許可申請書（第1号様式）を庁舎管理責任者に提出するものとする。

2 前項の許可申請書を提出することができる期間は、揭示しようとする日の6か月前から揭示しようとする日の5日前までとする。ただし、市の共催又は後援で使用する場合、又はその他

市長が特に認める場合は、この限りではない。

(掲示許可)

第7条 庁舎管理責任者は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、許可又は不許可を決定し、許可するときは郡山市本庁舎壁面アートスペース掲示許可書(第2号式)を、不許可にするときは郡山市本庁舎壁面アートスペース掲示不許可通知書(第3号様式)を申請した者に交付する。

(掲示期間)

第8条 アートスペースの掲示期間は、2か月以内とする。ただし、掲示を更新する場合は、この限りでない。

(掲示の許可の取消等)

第9条 庁舎管理責任者は、市において公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき、又は許可後において第5条第2項各号に該当すると認められたときは、掲示の許可を取り消し、又は掲示を制限し、若しくは停止することができる。

2 市は、前項の規定による処分により掲示の許可を受けた者(以下、「許可者」という。)に生じた損害については、その責めを負わない。

(掲示料)

第10条 掲示料は、無料とする。

(許可者の遵守事項)

第11条 許可者は、郡山市庁舎管理規則に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 展示品に関する説明等の表示を行うものとする。
- (2) 掲示期間中は、あらゆる事故に備え、必要に応じて保険等の保全処置を講じること。
- (3) 掲示する権利を他の者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) くぎ付け又は張り紙などをし、壁面等を毀損するおそれがある行為をしないこと。
- (5) 許可に係る設備以外のものを使用しないこと。
- (6) 掲示を終了したとき、又は第9条の規定により許可を取り消されたときは、速やかに原状に回復し、職員の点検を受けること。
- (7) 職員の指示に従うこと。

(損害賠償)

第12条 許可者は、故意又は過失により設備等を滅失し、又は毀損した場合は、市長の指示するところによりその損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

2 許可者は、展示品が滅失し、又は毀損した場合であっても、その損害を市に請求できない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほかアートスペースの管理に必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月25日から施行し、同日以降の申請分から適用する。

(別表)

アールスペース設置場所	区分
本庁舎 2 階特別会議室西側壁面	A、B、C
本庁舎 2 階特別会議室北側壁面	A、B、C
本庁舎 2 階広聴広報課壁面	A、B